



NEWS RELEASE

令和 4年 3月 28日

お客様各位

山形信用金庫

「定期預金満期・中間利払のお知らせ」作成終了について
「通帳未記入取引明細のお知らせ」作成終了について
「資金移動取引のお知らせ」作成終了について

平素は当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、このたび当金庫では、SDGs宣言の取組みとして環境に配慮した紙資源節約の観点から、令和4年4月作成分より、個人のお客さま宛ての「定期預金満期・中間利払のお知らせ」の作成を終了させていただきます。また、「通帳未記入取引明細のお知らせ」「資金移動取引のお知らせ」を令和4年7月分より作成を終了させていただきます。

これまで「定期預金満期・中間利払のお知らせ」でお知らせしていた満期日などにつきましては、お手元の証書でご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

お客さまにはご不便をおかけしますが、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 作成を終了する「定期預金満期・中間利払のお知らせ」

① 個人・個人事業主のお客さま名義の自動継続定期預金、積立定期預金

※ マル優制度ご利用の定期預金、個人・個人事業主のお客さまの定期積金、法人のお客さまの定期預金、定期積金、積立定期預金については引き続き「定期預金満期・中間利払のお知らせ」を作成します。

② 作成終了時期

令和4年4月作成分より

- ・お預入期間が3か月未満：令和4年5月満期到来分より
- ・お預入期間が3か月以上：令和4年7月満期到来分より

2. 作成を終了する「通帳未記入取引明細のお知らせ」

① 作成終了時期

令和4年7月作成分より

3. 作成を終了する「資金移動取引のお知らせ」

① 作成終了時期

令和4年7月作成分より

以上

なお、ご不明な点がございましたら、お取引店舗までお問い合わせください。